

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 七九
- 土地改良区の解散を認可した件 七九
- 県営土地改良事業計画を変更した件 七九
- 保安林の指定をする予定である旨 七九

告 示

福島県告示第八百二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、富熊加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十年十二月二日

福島県知事 佐藤雄平

(水産課)

福島県告示第八百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、埴町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十年十一月二十一日認可した。

平成二十年十二月二日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

通知があった件

七九

公 告

○平成二十年度福島県任期付職員採用候補者登録試験を実施する件 七三〇

福島県病院局

○平成二十年度福島県病院局育休任期付職員(看護師及び助産師)採用候補者登録試験を実施する件 七三〇

福島県告示第八百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、土田北地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年十二月三日から
月二十三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
耶麻郡猪苗代町役場及び同郡磐梯町役場

(農村計画課)

福島県告示第八百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十二月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
伊達郡川俣町大字小島字小我楼山二八、二九、三二の一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び川俣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公 告

公告第六百十二号

平成二十年年度福島県育休任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり実施します。
平成二十年十二月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号の規定による任期を定めて採用する職
 - 二 登録予定人員
一般事務 四十名程度
 - 三 試験期日
平成二十一年一月七日（水）
 - 四 受験申込受付期間
平成二十年十二月二日（火）から同月二十二日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）
 - 五 受付窓口
福島県人事委員会事務局採用給与課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七五九〇）
 - 六 問い合わせ先
福島県総務部人事総室人事課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七〇三三）又は福島県人事委員会事務局採用給与課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七五九〇）
- （人事課）

福島県病院局

公告第19号

平成20年度福島県病院局育休任期付職員（看護師及び助産師）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。
平成20年12月2日

福島県病院事業管理者 高地英夫

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護師 15名程度

助産師 2名程度

3 試験期日

平成21年1月13日（火）

4 受験申込受付期間

平成20年12月2日（火）から平成21年1月5日（月）まで

5 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）

（病院総務課）